

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

## 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十五号

### 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表秘書課の項中「副知事秘書係」の下に「行幸啓係」を加える。

第五条第一項の表管財課の項中「管理庁舎係、新庁舎運用係」を「管理調整係、県庁舎運用第一係、県庁舎運用第二係」に改め、「財産活用係」の下に「設備係、建築調整係」を加え、同表県庁舎開設準備課の項及び県庁舎建設課の項を削り、同条第二項の表県庁舎開設準備課の項及び県庁舎建設課の項を削り、同条第三項中「修繕支援第一係及び修繕支援第二係」を「管理・修繕支援係」に改める。

第六条第一項の表ねりんピック推進事務局の項中「総務係、ねりんピック推進係」を「総務企画係、式典事業・レクリエーション係」に改め、同条第二項の表競技スポーツ課の項第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第六条の二第二項の表危機管理政策課の項第十二号を削り、同表防災課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 防災交流センターに関すること。

第七条第一項の表私学振興・青少年課の項中「私学指導係」を「私学行政係」に改め、同表文化創造課の項中「文化交流係、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭総務企画

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和五年四月一日

係、国民文化祭事業推進係、全国障害者芸術・文化祭事業推進係」を削り、同表文化伝承課の項中「全国高等学校総合文化祭総務企画係、全国高等学校総合文化祭事業推進係」を削り、同表に次のように加える。

文化祭総務企画課	総務係、企画係、広報県民運動係
清流の国ぎふ文化祭推進課	総務係、式典運営係、事業推進係、事業支援係、全国障害者芸術・文化祭事業推進係
全国高等学校総文祭推進課	総務係、事業推進係、事業運営係、部門係

第七条第二項の表文化創造課の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同表文化伝承課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

文化祭総務企画課	一 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭及び全国高等学校総合文化祭の総合調整、広報等に関すること。
清流の国ぎふ文化祭推進課	一 国民文化祭に関すること。 二 全国障害者芸術・文化祭に関すること（他の所掌に属するものを除く。）
全国高等学校総文祭推進課	一 全国高等学校総合文化祭に関すること。

第七条第三項中「県民文化局」の下に「を置き、同局内に本庁部内局として文化祭推進事務局」を加え、同条第四項中「文化創造課」を「文化創造課」に改め、「文化伝承課」の下に「を、文化祭推進事務局は文化祭総務企画課、清流の国ぎふ文化祭推進課及び全国高等学校総文祭推進課」を加える。

第八条第一項の表業務水道課の項中「生産指導監視係」の下に「献血運動推進係」を加え、同条第二項の表感染症対策推進課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 感染症に係る療養支援に関すること。

第八条第五項の表感染症対策推進課の部医療・検査体制対策室の項中「医療機関支援第二係」の下に「医療機関支援第三係」を加え、同部ワクチン接種対策室の項中「

総務係」及び「市町村支援第三係」を削り、同条第六項の表医療・検査体制対策室の項中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同部ワクチン接種対策室の項中「第二号」を「第四号」に改める。

第九条第一項の表商工・エネルギー政策課の項中「鉱政係」を削り、同表商業・金融課の項中「高度化係」を削り、同表企業誘致課の項中「企業誘致係」を「企業誘致・用地対策係」に改め、同表産業技術課の項中「産業技術課」を「産業イノベーション推進課」に、「技術支援係」を「イノベーション推進係」に改め、「成長産業係」の下に「地方大学・地域産業創生推進係」を加え、同表観光企画課の項中「国際交流課の項中」を削り、同条第二項の表商工・エネルギー政策課の項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同項第十号中「こと」の下に「（他の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第十一号を削り、第十二号を第八号とし、第十三号から第十五号までを四号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、同号の前に次の三号を加える。

十二 鉱業出願の協議に関すること。

十三 亜炭鉱廃坑対策に関すること。

十四 砂利採取及び採石に関すること（他の所掌に属するものを除く。）

第九条第二項の表商工・エネルギー政策課の項中第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同表商業・金融課の項第十号を削り、同表産業技術課の項中「産業技術課」を「産業イノベーション推進課」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 起業家の育成に関すること。

第九条第二項の表観光企画課の項中「国際交流課の項中」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項の表商工・エネルギー政策課の部亜炭鉱廃坑対策室の項中「亜炭鉱廃坑対策係」を「鉱政・亜炭鉱廃坑対策係」に改め、同部経済・雇用再生室の項を削り、同表企業誘致課の部から観光資源活用課の部までを削り、同表に次のように加える。

産業イノベーション推進課	スタートアップ推進室	スタートアップ推進係
--------------	------------	------------

第九条中第五項を第三項とし、同条第六項の表亜炭鉱廃坑対策室の項中「第五号」を「第十二号から第十四号まで」に改め、同表経済・雇用再生室の項中「関係原古戦場活

用推進室の項までを削り、同表に次のように加える。

スタートアップ推進室	第二項の表産業イノベーション推進課の項第十四号に掲げる事務
------------	-------------------------------

第九条中第六項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(観光国際部)

第九条の二 観光国際部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
観光国際政策課	政策企画係、管理調整係
観光資源活用課	管理調整係、観光コンテンツ係、広域連携係
観光誘客推進課	管理調整係、誘客政策係、国内誘客係、海外誘客係
国際交流課	管理調整係、国際連携係、国際交流係

2 前項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務
観光国際政策課	一 観光国際部における県民の窓口に関すること。 二 観光国際部における議会の窓口に関すること。 三 観光政策及び国際政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 四 飛騨・美濃じまん運動に関すること。 五 観光産業の振興に関すること(他の所掌に属するものを除く)。 六 観光情報の収集及び提供に関すること。 七 旅行業に関すること。 八 サステイナブル・ツーリズムに関すること。 九 一般社団法人岐阜県観光連盟に関すること。 十 部内他の所掌に属さない事務に関すること。 十一 部内の事務の連絡調整及び応援に関すること。
観光資源活用課	一 観光資源(関ヶ原古戦場を除く)の活用に関すること。 二 戦国武将観光に関すること。

観光誘客推進課

- 三 関ヶ原古戦場の活用に関すること。
- 四 岐阜関ヶ原古戦場記念館に関すること。

国際交流課

- 一 観光誘客に係る政策の企画立案及び調整に関すること。
- 二 デジタルマーケティングに関すること。
- 三 国内観光及び国内誘客宣伝に関すること。
- 四 国際観光及び海外誘客宣伝に関すること(他の所掌に属するものを除く)。
- 五 通訳案内士に関すること。

3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
観光国際政策課	サステイナブル・ツーリズム推進室	サステイナブル・ツーリズム推進係
観光資源活用課	関ヶ原古戦場活用推進室	活用推進係

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分 掌 事 務
サステイナブル・ツーリズム推進室	第二項の表観光国際政策課の項第八号に掲げる事務
関ヶ原古戦場活用推進室	第二項の表観光資源活用課の項第三号及び第四号に掲げる事務

第十条第一項の表家畜防疫対策課の項中「防疫企画係」を削り、同表農村振興課の項中「農地利用調整係」を「農地利用係、農地調整係」に改める。

第十三条第一項の表公共建築課の項中「管理調整係」を「管理契約係」に改め、同表水道企業課の項中「管理調整係」を「管理経理係」に改め、同表に次のように加える。

リニア推進課

管理調整係、企画調整係、活用戦略推進係

第十三条第二項の表都市公園課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 全国都市緑化フェアに関すること。

第十三条第二項の表公共交通課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同表に次のように加える。

リニア推進課

- 一 リニア中央新幹線を活用した地域づくりに関すること。
- 二 リニア中央新幹線の建設促進に関すること。
- 三 リニア推進事務所に関すること。

第十三条第三項中「都市公園整備局」を「都市公園・交通局」に改め、同条第四項中「都市公園整備局」を「都市公園・交通局」に、及び公共交通課を「公共交通課及びリニア推進課」に改め、同条第五項の表都市公園課の項中「施設整備係」を「都市緑化推進係」に改め、同表公共交通課の項を削り、同条第六項の表ぎふワールド・ローズガーデン企画推進室の項中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同表リニア推進室の項を削る。

第十八条第一項中「総務部」を削り、「農政部及び林政部」を「林政部及び都市建設部」に改め、「二人」の下に「農政部にあっては三人」を加え、同条第二項中「農政部及び林政部」を「商工労働部、林政部及び都市建設部」に、「は技術」を「並びに農政部に置かれる次長のうち二人は技術」に改め、「総務部」を削り、「環境生活部及び商工労働部」を「及び環境生活部」に改める。

第十八条の二第二項中「局長」の下に「文化祭推進事務局にあっては、事務局長。次項及び次条において同じ。」を加える。

第十八条の三「副局長」の下に「文化祭推進事務局にあっては、事務局次長」を加える。

第二十条の二第二項中「二人」を「一人」に改め、同条第二項中「のうち一人は」を「は」に改め、「一人は上司の命を受け、事務局内の特に命ぜられた事務を、それぞれ

れ」を削る。

第二十四条の表総務部の部を削り、同表健康福祉部の部次長(ワクチン担当)の項中「ワクチン担当」を「医療・検査担当」に、「新型コロナウイルスワクチンの接種推進」を「医療、感染症対策の推進」に改め、同表農政部の部を削る。

第二十六条第一項の表広報課の部の前に次のように加える。

秘書課	行幸啓企画監 一人	上司の命を受け、行幸啓その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----	-----------	-------------------------------

第二十六条第一項の表管財課の部新庁舎運用対策監の項を削り、同部に次のように加える。

設備管理監	一人	上司の命を受け、庁舎の設備に関し特に命ぜられた事務を処理する。
建築企画監	一人	上司の命を受け、県有施設の建築に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表県庁舎開設準備課の部及び県庁舎建設課の部を削る。

第二十六条第一項の表防災課の部防災情報管理監の項を削り、同表文化創造課の部国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監の項を削り、同表文化伝承課の部を削り、同表医療整備課の部の前に次のように加える。

文化祭総務企画課	広報県民運動推進監	一人	上司の命を受け、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の広報その他特に命ぜられた事務を処理する。
清流の国ぎふ文化祭推進課	事業推進監	一人	上司の命を受け、国民文化祭に関し特に命ぜられた事務を処理する。
全国高等学校総文祭推進課	全国障害者芸術・文化祭推進監	一人	上司の命を受け、全国障害者芸術・文化祭に関し特に命ぜられた事務を処理する。
全国高等学校総合文化祭推進課	全国高等学校総合文化祭推進監	一人	上司の命を受け、全国高等学校総合文化祭に関し特に命ぜら

進監 れた事務を処理する。

第二十六条第一項の表生活衛生課の部の次に次のように加える。

薬務水道課	献血運動推進監	一人	上司の命を受け、献血運動の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	-----------------------------------

第二十六条第一項の表産業人材課の部の次に次のように加える。

企業誘致課	サテライトオフィス推進監	一人	上司の命を受け、サテライトオフィス誘致の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	--------------	----	--

第二十六条第一項の表産業技術課の部を削り、同表航空宇宙産業課の部航空宇宙産業連携監の項中「航空宇宙産業連携監」を「航空宇宙・ドローン産業連携監」に、「航空宇宙産業の」を「航空宇宙産業及びドローン産業の」に改め、同表観光誘客推進課の部に次に次のように加える。

国際交流課	国際連携推進監	一人	上司の命を受け、国際連携の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	-----------------------------------

第二十六条第二項中「財産活用企画監、県庁舎開設調整監」及び「救急支援監」を削り、「住宅宿泊事業対策監」の下に「献血運動推進監」を、「経営支援対策監」の下に「障がい者就労推進監」を、「人材確保対策監」の下に「サテライトオフィス推進監、観光誘客企画監、国際連携推進監」を加える。

第三十条の表法務・情報公開課の部岐阜県個人情報保護審査会の項中「岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）」を「岐阜県個人情報保護審査会条例（令和四年岐阜県条例第四十二号）」に改める。

第三十四条の表一の部徴収課の項中「初動整理係、徴収第一係、徴収第二係」を「徴収第一係、徴収第二係、徴収第三係」に改め、同部課税課の項中「課税課」を「課税第一課」に改め、「不動産取得税第一係、不動産取得税第二係、間税第一係、間税第二係」を削り、同部に次のように加える。

課税第二課 不動産取得税第一係、不動産取得税第二係、間税第一

係、間税第二係

第三十五条第一項の表三の項中「課税課」を「課税第一課」に改め、同項第一号中「事業税、不動産取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税及び狩猟税」を「及び事業税」に改め、同表中四の項を五の項とし、同項の前に次のように加える。

四 課税第二課	1 不動産取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税及び狩猟税の賦課に関すること。
---------	---------------------------------------

第四十四条の表二の部農地整備課の項中「農地整備係」を「農地整備第一係、農地整備第二係」に改め、同表十の部農地整備課の項中「農道整備係」を削る。

第五十条の表八の部河川砂防課の項、九の部河川砂防課の項及び十の部河川砂防課の項中「災害復旧係」を削る。

第四百五条の表総務課の項及び第四百六条の表一の項中「総務課」を「推進課」に改める。

第五百一条の表総務課の項中「管理調整係」を「管理経理係」に改める。

第五百四条の表用地課の項中「用地第三係」を削る。

第六十条の表中二十一の項を二十五の項とし、二十の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

二十四 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	副所長
--------------------	-----

第六十条の表中十九の項を二十二の項とし、十八の項を二十一の項とし、十七の項を二十の項とし、十六の項を十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八 障がい者総合就労支援センター	副所長
十九 障がい者職業能力開発校	副校長

第六十条の表中十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、同表十三の項中「二人」を削り、同項を同表十四の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、九の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九 畜産研究所	副所長
---------	-----

第七十六条中「岐阜県知事事務局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）」

の」を「岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）第三条の規定により  
知事が別に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年四月一日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

編 集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐 阜 文 芸 社